

自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）に関する Q&A

～制度・指導内容・就学相談に関するおたずねにお答えします～

No.	質問	回答
1	「自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）」はどういう学級ですか。	知的発達に遅れがなく、自閉症又は情緒障がいがあり、特別支援教室（サポートルーム）の巡回指導では課題の改善が難しい等の児童・生徒のために、小集団（1 学級 8 人編制）で継続的に指導を行う固定の学級です。 不登校や障がいの特性等の理由による学習の遅れを取り戻す補習授業を行う学級ではありません。
2	入級対象はどのような児童・生徒ですか。	知的発達に遅れがなく、次のいずれかに該当する児童・生徒です。 ① 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもので、② 主として心理的な要因による選択性（場面）かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもので
3	特別支援教室（サポートルーム）の利用が前提となりますか。	在籍学級での授業に参加できず、特別支援教室を利用できない児童・生徒も対象です。ただし、在籍学級での授業におおむね参加できている場合は、特別支援教室の巡回指導を受けている児童・生徒が対象となります。
4	「知的発達に遅れない」とことはどのような基準で解釈されますか。	自閉症・情緒障害特別支援学級では、通常の学級と同様の教育課程で授業を行うため、発達検査の結果に加えて、当該学年の学習内容を習得していることが条件となります。
5	注意欠陥多動性障がい（ADHD）や学習障がい（読み書き障がい）がある場合も対象になりますか。	自閉症・情緒障害特別支援学級の入級対象者は自閉症または情緒障がいによる困難さがある児童・生徒です。注意欠陥多動性障がいや学習障がいによる生活上・学習上の困難さが主訴である場合は対象となりません。特別支援教室での指導の対象となります。
6	現在不登校の状況でも対象となりますか。	現在不登校であっても、就学相談を申し込んでいただくことは可能です。 ただし、自閉症・情緒障害特別支援学級は日常的に継続して指導を行うことで、課題の改善を図ることを目的としていますので、入級後は通い続けていただくことを前提となります。
7	どのようなカリキュラムで学習するのですか。なにか特別な学習があるのですか。	基本的に通常の学級と同様の教育課程ですが、一部を障がい特性に応じた「自立活動」に替えて実施します。また、教科によっては、通常の学級の児童・生徒と一緒に「交流及び共同学習」として学習することもあります。
8	自立活動とはどのようなものですか。	個々の児童・生徒が自立を目指し、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服しようとする取組を促す教育活動です。障がいの状態や心身の発達段階等に合わせて特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の自立活動の一部を選んで指導します。
9	行事や校外学習などがありますか。どのように実施するのですか。	行事や校外学習（宿泊を伴うものも含む）は、通常の学級の児童・生徒と一緒に「交流及び共同学習」として行います。いずれの行

	か。	事・校外学習も、在籍する児童・生徒の障がいの特性に応じ、負担のないように内容を調整した上で実施します。
10	通学区域はありますか。	通学区域は設定していませんが、小学校は3校のうち、原則として住所地から直近の学校を教育委員会が指定します。 中学校は1校のみの設置となりますので、通学区域は区内全域となります。
11	登下校時の送迎は必要ですか。	小学生は児童の安全確保のために、保護者等の送迎は必須です。申込の際は、送迎の可否についてもよくご確認ください。 また、送迎・通学にあたっては、公共交通機関をご利用ください。
12	入級を希望する場合は、どのようにすればよいですか。	自閉症・情緒障害特別支援学級は就学相談の受付期間が決まっています。受付期間内に電話で教育センターに就学相談を申し込んでください。
13	年度途中での入級はできますか。	入級のタイミングは原則として年度替わりのみとなります。
14	教育センターとの就学相談の際に保護者が準備するものはありますか。	入級対象（QANo.2に記載）であることが確認できる、診断書・発達検査結果をご準備ください。
15	来年（令和8年4月）就学する児童は、入級できますか。	小学校入学後に、学校と相談のうえ、翌年度以降の入級を検討してください。
16	来年（令和8年4月）中学校に進学する児童は、入級できますか。	令和7年の申込期限までに、大田区立小中学校に在籍している児童・生徒は、入級の対象となります。
17	大田区以外で自閉症・情緒障害特別支援学級に通っていた児童・生徒が転入した場合は入級できますか。	令和8年度の入級は、令和7年の申込期限までに、大田区立小中学校に在籍している児童・生徒を対象とします。転入時は通常の学級に在籍した後、学校と相談のうえ、入級を検討してください。
18	入級後に、通常の学級への転学（固定学級の利用をやめて、通常の学級に通うことにする）はできますか。その場合、何か手続きや基準がありますか。	障がいによる課題の改善が見られた場合は、転学による児童・生徒への負担を考えながら、通常の学級への転学等を、固定学級のある学校、住所によって定められた指定校と保護者で検討します。一人ひとりの状況を個別に検討しますので、一律の基準はありません。
19	自閉症・情緒障害特別支援学級から通常の学級への転学は、学級と同じ学校の通常の学級になりますか。それとも、学区域で定められた指定校の通常の学級でしょうか。	原則として、住所によって定められた指定校の通常の学級となります。ただし、教育委員会が定める指定校変更審査基準の事由に該当し、希望校の学校施設の収容状況等に問題がない場合は、指定校変更の申請をお受けします。
20	中学校自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍した場合、進路はどのようにになりますか。	通常の学級の教育課程に準じた指導内容となるため、通常の学級の生徒と同様の進学先が想定されます。
21	通学にかかる交通費の補助はありますか。	児童・生徒の通学費は特別支援学級就学奨励費の対象となります。入級後、学校を通じて申請することができます。
22	保護者向けの説明会がありますか。	新設校である道塚小学校では、令和7年5月23日（金）、保護者向けの説明会を行います。学校を通じてご案内します。